

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年層の移住に伴う新たな生活に係る経済的負担の軽減を図り、地元での就業及び定着を促進するため、只見町若者定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号）に定められているもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 移住する世帯員の全てが35歳未満の世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 移住する世帯員に中学生以下の子どもがいる世帯をいう。
- (3) 移住 町外から只見町（以下「町」という。）に転入し、定住することをいう。
- (4) 定住 永住の意思を持ち、町に住民登録を行い、かつ、当該住所地を生活の本拠地にするをいう。
- (5) 就業 町内又は通勤圏内の事業所に雇用されている。又は、個人で農業その他自ら事業を営んでいることをいう。
- (6) 公務員 国家公務員法及び地方公務員法に規定された一般職をいう。ただし、任期の定めがあり、住居手当が支給されない職員は除く。
- (7) 住居費 移住を機に、物件（申請者及び世帯員の3親等以内の親族が所有し、又は管理する住宅を除く。）を賃貸する際に要した賃料、敷金、礼金、（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、当該住宅手当分を控除した額）をいう。
- (8) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 令和2年4月1日以降に移住した世帯。又は、令和2年4月1日以降の就業が確定された状態で、令和2年4月1日以前に移住した世帯
- (2) 勤務する事業所の人事異動等により町外に転出する見込みがない世帯
- (3) 定住の日において、若者世帯。又は、子育て世帯
- (4) 定住の日から1年以内の世帯
- (5) 就業している世帯員がいる世帯
- (6) 世帯員に公務員がいない世帯
- (7) 世帯員全員が生活保護法に規定する扶助を受けていない世帯
- (8) 世帯員全員が他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯

- (9) 世帯員全員が町税等を滞納していない世帯
- (10) 世帯員全員が過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合計した額とし、30万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助の対象となる期間は、定住の日の属する月から通算して12月とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条各号に規定する世帯に該当しなくなった場合における補助の対象となる期間は、当該該当しなくなった事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、只見町若者定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、定住の日から1年以内に町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票（世帯全員のもの）
 - (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (3) 就業、又は自ら事業を営むことを証明する書類
 - (4) 物件の賃貸借契約書の写し
 - (5) 住宅手当支給証明書（様式第3号）
 - (6) 住居費の支払が確認できる書類（領収書、通帳の写し等）
 - (7) 引越費用の支払が確認できる書類（領収書、通帳の写し等）
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による補助金の申請があった場合において、審査し、これを適当と認めるときは、只見町若者定住支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに只見町若者定住支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に、前条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による承認申請があった場合において、審査し、これを適当と認めるときは、只見町若者定住支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、只見町若者定住支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認めたとき。
- (報告等)

第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。